

令和4年6月21日

各位

回答書

飛騨市神岡振興事務所
市民振興課

業務名 鉾山資料館リニューアル基本計画及び基本設計業務

上記の公募型プロポーザル実施に関し、下記のとおり回答します。

質疑及び回答内容

【質問1】

仕様書 P2

6 業務遂行上の留意事項

(4) リニューアル整備概算費用(上限)

ウ 内・外装工事

エ 耐震工事

オ 資料館周辺整備(エレベーター設置、トイレ改修、看板設置等)

整備概算費用を算出する場合、ウ、エ、オ(エレベーター設置、トイレ改修)は建築物の現況調査、ならびに改修内容検討と仕様決定が必要とされます。上記についてはどの程度の精度での算出を想定されていますでしょうか。また、これらの業務は委託内容に含まれていないと考えられることから、金額算出にあたっての条件設定についてご提示いただくか、当業務においては、ウ、エ、オの概算算出は行わないとすることは可能でしょうか。

【回答1】

仕様書にお示したリニューアル整備費用300,000千円には、エレベーター設置やトイレ改修等の費用を含んだものであり、その枠に収まるかを判断するためにも概ねの施工方針及び概算費用(別途詳細設計が必要な場合はその費用も含む。)を積算していただきたい。

【質問2】

仕様書 P2

6 業務遂行上の留意事項

(4) リニューアル整備概算費用(上限)

ウ 内・外装工事

外装の改修は具体的に規模・内容をご想定されているでしょうか。その際、指定

史跡内の施設であるため景観条例等制約がございますか。また、それについて景観審議会等への確認調整業務も本業務に含まれるでしょうか。

【回答 2】

リニューアルコンセプトにお示ししているものが全てで外装改修も含め具体的な規模・内容は想定していない。

当該地区は景観条例等の区域外のため景観に対しての制約はない。したがって景観審議会等への確認調整業務は含まれない。

なお、当該地区は市の文化財指定、都市公園指定がされており、場合によっては条例に基づいた事前協議が必要な場合があると想定されるが、その調整についてはご協力いただきたい。(関連法令：文化財保護法、飛騨市文化財保護条例、都市公園法、飛騨市都市公園条例)

【質問 3】

仕様書 P 2

6 業務遂行上の留意事項

(4) リニューアル整備概算費用 (上限)

エ 耐震工事

概算を算出しなければならない場合、飛騨市様が既にご契約されている耐震補強計画の業者様に算出をいただくことは可能でしょうか。

【回答 3】

耐震補強計画については、既に市が契約している業者が算出するが、内装工事等の方法により、その補強計画を検討する必要があるため、その業者と協議いただきたい。

【質問 4】

仕様書 P 2

6 業務遂行上の留意事項

(4) リニューアル整備概算費用 (上限)

オ 資料館周辺整備 (エレベーター設置、トイレ改修、看板設置等)

エレベーターの設置は増築となる可能性が高く、既存建築に構造等の現行法規が遡及しないようにする必要があるかと思いますが、建物の外部に設置する場合は指定史跡内のため工事は可能でしょうか。

また、上記については既にご検討されている事項でしょうか。検討済みであればその内容をご教示いただければと思います。また、ご検討が未検討の場合はこれら検討業務も本業務に含まれるでしょうか。

【回答 4】

エレベーター設置は基本的に現施設外部に増築することを想定している。また具体的な場所等の検討はしていないが、設置にあたっては、指定史跡内であるため市教育委員会文化振興課との事前協議及び試掘調査(文化振興課実施)が必要であり、史跡に影響がある場合は、その対応についても検討いただきたい

【質問 5】

仕様書 P 2

6 業務遂行上の留意事項

(4) リニューアル整備概算費用 (上限)

オ 資料館周辺整備 (エレベーター設置、トイレ改修、看板設置等)

トイレ改修はどのような改修内容をご想定されていますでしょうか。また、トイレ設置改修に関する条例等はあるでしょうか。

【回答 5】

都市公園に指定されているため、都市公園の移動円滑化整備ガイドライン【改定第 2 版】(令和 4 年 3 月 国土交通省) に則した改修を想定しています。

【質問 6】

仕様書 P 2

7 業務委託の概要

エ 概算工事費の算出

設計費、工事費、維持管理費を年度別に取りまとめると記載がございますが、こちらについては展示設計費、展示工事費、展示物に係る維持管理費までとし、建築詳細設計・建築工事費(内・外装、耐震、エレベーター設置、トイレ改修等)は別途という理解で宜しいでしょうか。

また、リニューアル全体に係る整備費用は、300,000 千円を上限とする記載がございますが、例えば魅力ある展示改修内容を最優先とした場合、外部トイレは現状維持にするなどの可能性はありますでしょうか。

なお、電気設備工事(分電盤、一般照明、非常照明など)、空調機械設備、給排水設備、防災設備などの改修設計や概算費用出しも本業務に含まれるでしょうか。

【回答 6】

建築設計費・建築工事費も併せて計画を策定いただきたい。

整備費用は、全体費用でありトイレ改修費を別とする考えはない。トイレ改修費が見込めなければ展示費用も含め再検討いただくこととなる。施設が老朽化していることもあり、改修費用算出にあたって展示改修のみが優先という考えはない。

ちなみにリニューアル全体に係る整備費用の上限を 300,000 千円としているが、その内、耐震補強工事は約 24,000 千円、エレベーター設置、トイレ改修、看板設置等で約 70,000 千円を目安として想定している。なお、この想定額はあくまで概算による推定であるので参考程度としていただきたい。(改修方法によってはかなりの幅で変動するものと捉えている。)

展示も含め改修内容によっては施設の設備工事の改修も必要な場合が想定されるが、基本計画においては必要であればその点についてもお示しいただきたい。